

## 次期計画の方向性について（素案） （下線部が現計画からの主な変更点）

**第1章 計画策定の概要** (略)

**第2章 障害のある方を取り巻く現状** (略)

### **第3章 計画の方向性**

#### 1 理念

##### 共生のまち・共生する社会

- ・ 本市では、「共生のまち・共生する社会」を理念として、本計画を推進していく。
- ・ 本市の計画においては、長年にわたり、国際障害者年（昭和 56 年）のテーマである「完全参加と平等」、国の障害者基本計画の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に据えてきた。
- ・ 社会環境の変化等の現状を踏まえて、それまでの基本理念の重要な考え方を引き継ぎながら、平成 23 年 3 月に策定した仙台市障害者保健福祉計画（平成 24～29 年度）以降は「共生の都・共生する社会」を理念として定め、取り組みを進めてきた。
- ・ 国では、障害のある方の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある方の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした障害者権利条約が平成 26 年に批准された。批准にあたっては、障害者基本法の改正（平成 23 年施行）、障害者差別解消法の成立（平成 28 年施行）等の国内法令が整備され、障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が目指す社会像として掲げられている。また、令和 4 年に障害者権利条約の第 1 回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見において示された見解と勧告を踏まえ、障害のある方とない方が共生する社会の実現に向けた更なる取り組みが求められている。
- ・ 仙台の目指す都市の姿とその実現に向けた施策の方向性を示す、仙台市基本計画 2021-2030（令和 3 年 3 月策定）では、目指すべき都市像の一つに「多様性が社会を動かす共生のまちへ」を掲げ、心と命を守る支えあいのもと、年齢、性別、国籍、障害の有無などの多様性が尊重され、包摂される、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいくこととしている。
- ・ こうした国や本市が目指す社会を踏まえ、前計画で掲げた理念「共生の都・共生する社会」は、現在の本市においても目指すべき社会のあり方として不変のものであることから、本計画においては、仙台市基本計画 2021-2030 に掲げる都市像を踏まえて前計画の理念を継承し、「共生のまち・共生する社会」を理念といたします。

## 2 基本目標

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる  
共生のまちをともにつくる

- ・ 障害のある方もない方も、一人ひとりが違う存在であり、誰もがその違いを認めあうことは大切なことである。多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取り組みが進められている一方、身体障害、知的障害、精神障害など、障害のある方の状態はそれぞれ異なることから、その人の障害や困りごとが十分に理解されず、なかには暮らしにくさや生きづらさを感じる方がいるだけでなく、ときに差別が生じている。
- ・ そうした暮らしにくさや生きづらさ、差別を解消するためには、障害に対する理解が社会に浸透し、市民の具体的な行動に結びつくことが重要であり、このことにより、本市が目指す「共生のまち・共生する社会」という理念の実現につながる。
- ・ 平成 28 年 4 月、本市では「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を制定し様々な取り組みを進めてきたが、社会に障害理解が十分に浸透したと言える状況にはない。令和 5 年 10 月の条例改正においては、障害者差別解消法の改正に伴い事業者の合理的配慮の提供を義務化したほか、市独自の規定として障害理解教育の推進等を新たに設けた。障害のある方やご家族が感じている様々な社会的障壁をなくしていくため、障害理解の浸透に向けてさらなる取り組みが求められている。
- ・ 障害のあるなしに係わらず、私たちが住むまちを暮らしやすいまちにしていくためには、行政のみならず、障害のある方やそのご家族、支援者の方々や地域にお住まいの方々など、多くの市民が互いに関わり、ともにつくっていくことが何より必要。
- ・ 障害のある方、生きづらさを感じる方々が、その能力を最大限発揮して自己実現するためには、必要な支援を受けながらも、自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加するとともに、社会のなかで自立して希望する生活を営む権利が保障されることが前提となる。障害のある方もない方も、互いに支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ため、本市では「障害理解」を基盤として、施策を総合的かつ計画的に推進していく。

### 3 基本方針

- (1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進
  - ・ 自立した生活を送るためには、社会的障壁を取り除くことが必要。
  - ・ 市民や事業者の障害理解促進を図るため、子どもから大人まで、幅広く取り組みを進める。
  - ・ 障害者差別の解消、障害者虐待の防止、成年後見制度の利用支援など、権利擁護の取り組みを進める。
- (2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実
  - ・ 障害や発達の遅れを早期に発見し、家族の理解を促しながら切れ目のない支援を行うことが重要。
  - ・ 日常の過ごしの中で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して取り組みを進める。
  - ・ 医療的ケア児や重症心身障害児などへの支援の充実に向けて、関係機関による情報共有や課題整理を行うことで、連携強化を図る。
- (3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実
  - ・ 障害のある方が自分の意志で物事を選択して、それぞれの地域で安全に安心して暮らせるよう、相談支援など様々な支援を行う。
  - ・ 支援にあたっては、各障害、難病、重症心身障害、医療的ケア、その他心身の障害など、一人ひとりの障害等の特性に応じた支援を展開する。
- (4) 自分らしさを発揮できる就労と社会参加の充実
  - ・ 障害のある方の希望や能力に応じた働きがいのある職場が生まれるよう、企業への啓発、ふれあい製品の販売促進、地域の関係機関が連携した支援体制の構築等を図る。
  - ・ スポーツ、レクリエーション、文化芸術等の領域で、障害のある方が才能を発揮する機会、障害のある方の希望に応じて参加できる機会、障害の有無にかかわらず交流できる場を作っていく。
- (5) 安心して暮らせる生活環境の整備
  - ・ 誰もが暮らしやすい社会を実現するために、利用しやすい市有施設等の整備や障害特性に応じたアクセシビリティの向上を推進する。
  - ・ (仮称)青葉障害者福祉センター、生活介護事業所、グループホームなど地域に必要な施設の整備や公立施設の老朽化対策に取り組む。
  - ・ 障害福祉サービスの利用増加や多様なニーズへの対応等のため、引き続き障害福祉分野で働く人材の確保が課題になっているため、人材の確保・定着に向けた支援を行っていく。

#### 4 施策展開

##### (1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

- ① 理解促進・差別解消
- ② 虐待防止・成年後見制度等

##### (2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

- ① 早期発見・早期支援
- ② 保育・療育
- ③ 教育・発達支援
- ④ 放課後支援
- ⑤ 家族支援

##### (3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実

- ① 相談支援
- ② 生活支援
- ③ 居住支援
- ④ 地域移行・地域定着支援
- ⑤ 保健・医療・福祉連携
- ⑥ 給付・手当等

##### (4) 自分らしさを発揮できる就労と社会参加の充実

- ① 一般就労・福祉的就労
- ② 日中活動
- ③ スポーツ・レクリエーション・文化芸術
- ④ 当事者活動
- ⑤ 移動・外出支援
- ⑥ 意思疎通支援

##### (5) 安心して暮らせる生活環境の整備

- ① バリアフリー・ユニバーサルデザイン
- ② サービス提供体制の基盤整備
- ③ 防災・減災等
- ④ 事業所支援・人材支援

※全体の構成に変更はないが、下線箇所について現行計画から一部文言を修正

第4章 到達成果目標

第5章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）及びその確保のための方策

第6章 計画の推進

第7章 計画関連事業一覧

《資料編》